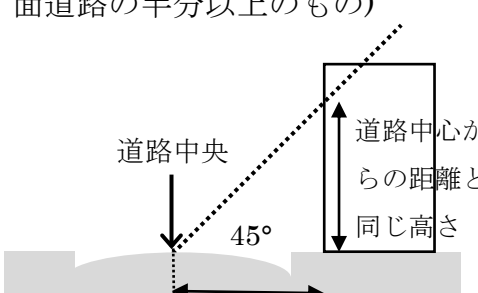


耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について

1 概要

平成25年11月25日の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の実施が義務付けられた建築物の所有者は、診断結果を所管行政庁に報告し、所管行政庁はその結果を公表することとなった。公表の対象建築物は、不特定多数の者が利用する大規模な建築物と都が指定した避難路沿道建築物で、以下の通りである。

耐震診断が義務付けられている建築物

	A. 大規模建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	B. 沿道建築物 (要安全確認計画記載建築物)
対象建物	① 病院 (階数3以上かつ延床面積 5000㎡以上) ② 幼稚園、保育所 (階数2以上かつ延床面積 1500㎡以上) ③ 小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特 別支援学校 (階数2以上かつ延床面積 3000㎡以上)	災害時の円滑な避難や救助活動 等を困難にするおそれのある建 築物(耐震診断が義務付けられた 路線沿いに建ち、高さが概ね前 面道路の半分以上のもの) 
対象棟数	区有施設以外： 7棟 区有施設： 23棟 合計：30棟 (耐震診断実施率：100%)	区有施設以外：185棟 区有施設： 0棟 合計：185棟 (未診断3棟を含む)

2 公表の方法及び内容

建物名称、所在地、地震に対する安全性の評価、耐震化の予定等をホームページで公表する。

3 今後のスケジュール

令和2年 3月 東京都へ報告、公表